

資料－２

令和５年１２月１９日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

さんご漁業の許可等に関する取扱方針（案）について
（協議）

さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について

主な改正内容

項目	現 行	改 正 案
許可対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業実績（1年）又は経営（3年） ・ 地区漁業関係協議会等の同意 	<ul style="list-style-type: none"> 削除 同左 ・ 無人潜水艇等による選択的採取 ・ 資源管理への取組が行える者
操業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域を緯度経度で指定（5海域） 	同左
許可期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の有効期限は1年以内 	同左
資源管理 措置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人潜水艇等による選択的採取 ・ 採取数量の上限設定 生さんご 260kg / 年以内(全体) 210kg / 年以内(1者) ・ 操業位置の記録・保存 ・ 採取状況の映像等の記録・保存 ・ 大きさの制限 生さんご 15 cm未満の採捕禁止 ・ 採取数量の報告 毎月毎, 操業日毎 (知事指定後) ・ 年間販売実績の整理・保管
許可条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人潜水艇等による選択的採取 ・ 他漁業の操業を妨げない ・ 操業中の標識旗 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 ・ 操業位置の記録・保存 ・ 採取状況の映像等の記録・保存 ・ 大きさの制限 ・ 生さんごの採取停止 (指定日以降)

新旧対照表（さんご漁業の許可等に関する取扱方針）

新（改正案）	旧（現行）	備考
<p style="text-align: center;">さんご漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>1 深海さんごを対象とするさんご漁業</p> <p>(1) 深海さんごとは、アカサング、モモイロサング及びシロサングなど一般的にヤギ目サング科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられるものをいう。</p> <p>(2) 採取時に海中で生きた状態のさんごを生さんご、採取時に死んだ状態のさんごを枯さんごという。</p> <p>(3) 許可対象者 許可対象者は、次の各号<u>全て</u>に該当する者</p> <p>ア．<u>深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ROV）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。</u></p> <p>イ．<u>実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、1(6)に示す資源管理への取組が行える者。</u></p> <p>ウ．<u>操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。</u></p> <p>(4) 操業区域 ア．許可する操業区域は、次表のとおりとする。 ～省略～</p> <p>イ．資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、(4)の操業区域を更に制限することができる。</p> <p>(5) 許可の期間 許可の有効期間は1年以内とする。</p> <p>(6) 深海さんごの資源管理措置 ア．採取船の制限 採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ROV）等）に限る。 なお、網漁具を使用してはならない。 （b）当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。</p> <p>イ．深海さんご（生さんご）の採取数量の上限 深海さんごのうち生さんごの総採取量の上限数量は、1年間当たり260kg以内とする。 なお、許可を受けた者が複数ある場合は、1者の生さんごの採取上限数量は、1年間当たり210kg以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">さんご漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>1 深海さんごを対象とするさんご漁業</p> <p>(1) 深海さんごとは、アカサング、モモイロサング及びシロイロサングをいう。</p> <p>(2) 許可対象者 許可対象者は、次の各号の<u>一</u>に該当する者で、操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。</p> <p>ア．申請日前1年以上において当該漁業の操業実績がある者。</p> <p>イ．申請日前5か年間に3年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者。</p> <p>(3) 操業区域 ア．許可する操業区域は、次表のとおりとする。 ～省略～</p> <p>イ．資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、(3)の操業区域を更に制限することができる。</p> <p>(4) 許可の期間 許可の有効期間は1年以内とする。</p>	<p>文書整理</p> <p>対象者の整理</p> <p>資源管理の追記</p>

新（改正案）	旧（現行）	備考
<p>ウ. 深海さんごの採取状況の記録 <u>深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければなら</u> <u>ない。</u> <u>なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>エ. <u>操業位置の記録、保存</u> <u>操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム</u> <u>等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間</u> <u>保存しなければならぬ。</u> <u>なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>オ. <u>深海さんご（生さんご）の採取に係る大きさの制限</u> <u>深海さんごのうち生さんごは、岩礁との付着部から生体先端部までの長</u> <u>さが15センチメートル未満のものを採取してはならない。</u></p> <p>カ. <u>深海さんごの採取数量</u> <u>許可を受けた者は、毎月の採取数量を翌月10日までに深海さんごの種類</u> <u>ごとと生さんごとと枯さんご別に、知事に報告しなければならぬ。ただし、</u> <u>深海さんごのうち生さんごの1年間当たりの採取数量上限の7割を超え、</u> <u>知事が指示した日以降は、操業日毎の採取数量を翌日までに知事に報告し</u> <u>なければならぬ。</u></p> <p>キ. <u>深海さんごの年間販売実績</u> <u>深海さんごの年間販売実績は、種類ごとと生さんごとと枯さんごを区別し</u> <u>て整理保管し、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出</u> <u>しなければならぬ。</u></p> <p>ク. <u>許可数の制限</u> <u>知事は、平成27年10月20日付け27水管第1450号水産庁長官通知「国内の</u> <u>宝石サンゴ資源の管理について」に基づき総漁獲努力量が増えない措置を</u> <u>優先することとし、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、許可</u> <u>数を制限することがある。</u></p> <p>(7) <u>許可等の条件</u> <u>許可するにあたっては、次の内容の条件を付けることがある。</u></p> <p>ア. <u>当該許可に基づく操業をする場合の採取船（無人潜水艇（ROV）等）</u> <u>は1隻とし、操業に当たって網漁具を使用してはならない。</u></p> <p>イ. <u>操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。</u></p>	<p>(5) <u>制限又は条件</u> <u>許可するにあたっては、次の内容の制限又は条件を付けることがある。</u></p> <p>ア. <u>採取船の制限</u> <u>(a) 許可対象船に付属する採取船は、目的とする深海さんごを選択的に採</u> <u>取することが可能と認められるものに限る。</u> <u>(b) 当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。</u></p> <p>イ. <u>操業区域のうち、次の区域は禁止区域とする。</u> <u>北緯31度00分13秒(日本測地系では北緯31度)の緯及び北緯31度30分13秒</u> <u>(同北緯31度30分)の緯と東経129度19分52秒(同東経129度20分)の緯及び東</u> <u>経129度49分52秒(同東経129度50分)の緯で囲まれる海域のうち、水深</u> <u>200メートルの等深線で囲まれる区域</u></p> <p>ウ. <u>操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。</u></p>	<p>文 <u>記録</u> <u>言修</u></p> <p>現行削除</p>

新（改正案）	旧（現行）	備考
<p>ウ. 許可を受けた漁船は、<u>さんご漁業の操業中には別に定める標識旗を掲げなければならない。</u></p> <p>エ. 操業する場合は、<u>出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。</u></p> <p>オ. <u>深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。</u></p> <p>カ. <u>岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満の生さんごを採取してはならない。</u></p> <p>キ. <u>採取された深海さんごのうち生さんごが、1(6)イに規定する採取数量上限に達する恐れがあると認めると知事が指定した日以降は、生さんごの採取をしてはならない。</u></p> <p>2 浅海さんごを対象とするさんご漁業</p> <p>(1) 浅海さんごとはアナササンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。</p> <p>(2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、平成9年9月11日から施行する。</p> <p>2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。</p> <p>3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。</p> <p>4 この方針は、平成10年10月12日から施行する。</p> <p>5 この方針は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>6 この方針は、平成20年12月26日から施行する。</p> <p>7 <u>（漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）</u> <u>（操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更）</u></p> <p>8 <u>この方針は、令和5年 月 日から施行する。ただし、施行日以前に許可を受けた者は、令和5年度においてはこの限りではない。</u> <u>なお、1(6)イの規定に関する事項は令和6年4月1日から適用する。</u> <u>（資源管理措置等の追加）</u></p> <p>標 識 旗 ～省略～</p>	<p>エ. 許可を受けた漁船には、別に定める標旗を掲げなければならない。</p> <p>2 浅海さんごを対象とするさんご漁業</p> <p>(1) 浅海さんごとはアナササンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。</p> <p>(2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、平成9年9月11日から施行する。</p> <p>2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。</p> <p>3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>(1) この方針は、平成10年10月12日から施行する。</p> <p>(2) この方針は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>(3) この方針は、平成20年12月26日から施行する。 <u>（漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）</u> <u>（操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更）</u></p> <p>(4) この方針は、平成31年2月28日から施行する。</p> <p>標 識 旗 ～省略～</p>	<p>文 言 修 正</p> <p>文 言 修 正 の 追 記</p> <p>文 言 語 整 理</p> <p>文 言 語 整 理 の 追 記</p> <p>文 言 語 整 理</p>

さんご漁業の許可等に関する取扱方針

1 深海さんごを対象とするさんご漁業

(1) 深海さんごとは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴなど一般的にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられるものをいう。

(2) 採取時に海中で生きた状態のさんごを生さんご、採取時に死んだ状態のさんごを枯さんごという。

(3) 許可対象者

許可対象者は、次の各号全てに該当する者

ア. 深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ROV）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。

イ. 実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、1(6)に示す資源管理への取組が行える者。

ウ. 操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合連合会又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。

(4) 操業区域

ア. 許可する操業区域は、次表のとおりする。

	操 業 区 域	
宇治海域	次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 1 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒（北緯32度00分，東経129度00分）の点 2 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒（北緯30度40分，東経129度00分）の点 3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒（北緯30度40分，東経129度50分）の点 4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒（北緯31度00分，東経129度50分）の点 5 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒（北緯31度00分，東経130度00分）の点 6 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒（北緯32度00分，東経130度00分）の点	
三島村海域	次に掲げる3，4，7，8，9及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒（北緯30度40分，東経129度50分）の点 4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒（北緯31度00分，東経129度50分）の点 7 北緯31度00分13秒，東経130度34分52秒（北緯31度00分，東経130度35分）の点 8 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度55分，東経130度40分）の点 9 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度40分，東経130度40分）の点	
熊毛海域	次に掲げる8，9，10，12，13，14及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 8 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度55分，東経130度40分）の点 9 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度40分，東経130度40分）の点 10 北緯30度40分13秒，東経129度59分52秒（北緯30度40分，東経130度00分）の点 12 北緯30度00分13秒，東経129度59分52秒（北緯30度00分，東経130度00分）の点 13 北緯30度00分13秒，東経131度29分51秒（北緯30度00分，東経131度30分）の点 14 北緯30度55分13秒，東経131度29分51秒（北緯30度55分，東経131度30分）の点	
十	次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。	

島 村 海 域	15	北緯30度10分13秒, 東経128度59分52秒	(北緯30度10分, 東経129度00分)の点
	16	北緯29度00分14秒, 東経128度59分52秒	(北緯29度00分, 東経129度00分)の点
	17	北緯29度00分14秒, 東経128度39分44秒	(北緯29度00分, 東経128度40分)の点
	18	北緯28度39分46秒, 東経128度39分44秒	(北緯28度40分, 東経128度40分)の点
	19	北緯28度39分46秒, 東経129度20分00秒	(北緯28度40分, 東経129度20分)の点
	20	北緯29度00分14秒, 東経129度20分00秒	(北緯29度00分, 東経129度20分)の点
	21	北緯29度00分14秒, 東経129度59分52秒	(北緯29度00分, 東経130度00分)の点
	22	北緯30度10分13秒, 東経129度59分52秒	(北緯30度10分, 東経130度00分)の点
奄 美 海 域	北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。 ただし、次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区域を除く。		
	17	北緯29度00分14秒, 東経128度39分44秒	(北緯29度00分, 東経128度40分)の点
	18	北緯28度39分46秒, 東経128度39分44秒	(北緯28度40分, 東経128度40分)の点
	19	北緯28度39分46秒, 東経129度20分00秒	(北緯28度40分, 東経129度20分)の点
	20	北緯29度00分14秒, 東経129度20分00秒	(北緯29度00分, 東経129度20分)の点

注；世界測地系による位置。表右側（ ）内は日本測地系による位置。

イ. 資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、(4)の操業区域を更に制限することがある。

(5) 許可の期間

許可の有効期間は1年以内とする。

(6) 深海さんごの資源管理措置

ア. 採取船の制限

(a) 許可対象船に付属する採取船は、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇(ROV)等）に限る。

なお、網漁具を使用してはならない。

(b) 当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。

イ. 深海さんご（生さんご）の採取数量の上限

深海さんごのうち生さんごの総採取量の上限数量は、1年間当たり260kg以内とする。

なお、許可を受けた者が複数ある場合は、1者の生さんごの採取上限数量は、1年間当たり210kg以内とする。

ウ. 深海さんごの採取状況の記録

深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければならない。

なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。

エ. 操業位置の記録、保存

操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければならない。

なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。

オ. 深海さんご（生さんご）の採取に係る大きさの制限

深海さんごのうち生さんごは、岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満のものを採取してはならない。

カ. 深海さんごの採取数量

許可を受けた者は、毎月の採取数量を翌月10日までに深海さんごの種類ごとに生さんごと枯さんご別に、知事に報告しなければならない。ただし、深海さんごのうち生さんごの1年間当たりの採取数量上限の7割を超え、知事が指示した日以降は、操業日毎の採取数量を翌日までに知事に報告しなければならない。

キ. 深海さんごの年間販売実績

深海さんごの年間販売実績は、種類ごとに生さんごと枯さんごを区別して整理保管し、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。

ク. 許可数の制限

知事は、平成27年10月20日付け27水管第1450号水産庁長官通知「国内の宝石サンゴ資源の管理について」に基づく総漁獲努力量が増えない措置を優先することとし、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、許可数を制限することができる。

(7) 許可等の条件

許可するにあたっては、次の内容の条件を付けることがある。

ア. 当該許可に基づく操業をする場合の採取船（無人潜水艇（ROV）等）は1隻とし、操業に当たって網漁具を使用してはならない。

イ. 操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。

ウ. 許可を受けた漁船は、さんご漁業の操業中には別に定める標識旗を掲げなければならない。

エ. 操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。

オ. 深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。

カ. 岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満の生さんごを採取してはならない。

キ. 採取された深海さんごのうち生さんごが、1(6)イに規定する採取数量上限に達する恐れがあると認めて知事が指定した日以降は、生さんごの採取をしてはならない。

2 浅海さんごを対象とするさんご漁業

(1) 浅海さんごとはアナサンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。

(2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。

附 則

1 この方針は、平成 9 年 9 月 1 1 日から施行する。

2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。

3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。

4 この方針は、平成10年10月12日から施行する。

5 この方針は、平成11年10月 1 日から施行する。

6 この方針は、平成20年12月26日から施行する。

（漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）

7 この方針は、平成31年 2月28日から施行する。

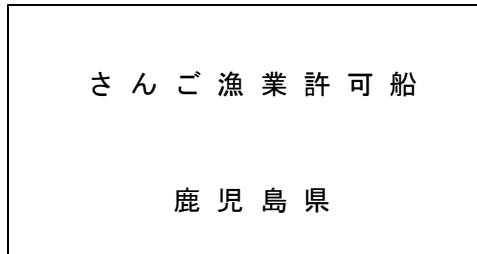
(操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更)

8 この方針は、令和5年 月 日から施行する。ただし、施行日以前に許可を受けた者は、令和5年度においてはこの限りではない。

なお、1(6)イの規定に関する事項は令和6年4月1日から適用する。

(資源管理措置等の追加)

標 識 旗



(注) 1 台字は、黄色の布地である。

2 文字は、赤色である。